



条 例

- ◇アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(第59号) 4958
- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第60号) 4959
- ◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例(第61号) 4959
- ◇川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例(第62号) 4959
- ◇川崎市建築基準条例の一部を改正する条例(第63号) 4960
- ◇川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例(第64号) 4962
- ◇川崎市工業用水道事業の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例(第65号) 4962
- ◇川崎市立看護大学条例の一部を改正する条例(第66号) 4963
- ◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第67号) 4964

規 則

- ◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第66号) 4964
- ◇川崎市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則(第67号) 4964
- ◇川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則(第68号) 4965
- ◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第69号) 4965
- ◇川崎市し尿浄化槽設置資金の助成及び貸付けに関する条例施行規則の一部を改正する規則(第70号) 4965

- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第71号) 4966

- ◇川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第72号) 4966
- ◇川崎市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(第73号) 4966
- ◇川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則(第74号) 4967
- ◇川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(第75号) 4967

告 示

- ◇指定特定相談支援事業者の指定(第455号) 4967
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第456号) 4967
- ◇指定障害児相談支援事業者の指定(第457号) 4968
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第458号) 4969
- ◇指定障害福祉サービス事業者の指定(第459号) 4970
- ◇指定障害児通所支援事業者の指定(第460号) 4971
- ◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第461号) 4971
- ◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第462号) 4972
- ◇市道路線の認定(第463号) 4972
- ◇道路区域の決定(第464号) 4973
- ◇道路の供用開始(第465号) 4973
- ◇市道路線の廃止(第466号) 4973
- ◇町区域の設定(第467号) 4974
- ◇土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定(第468号) 4976
- ◇道路区域の変更(第469号) 4978
- ◇道路の供用開始(第470号) 4978
- ◇建築基準法に基づく中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指

「
下
」
に、「現地調査」を「完了確認」に改める。
第2号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「町」を
削り、
「
押 印 封
」
を削り、
「
下 □□□
」
を
「
下
」
に、「現地調査」を「完了確認」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年10月29日
川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第71号
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第128号)の一部を次のように改正する。
第66条第2項中「備え置く」の次に「とともに、当該事項をインターネットの本市のホームページに登載する」を加える。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年10月29日
川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第72号
川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則(平成3年川崎市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「当該食鳥処理事業許可書」を「次に掲げる事項」に、「掲示」を「表示」に改め、同項に次の各号を加える。
(1) 食鳥処理場の所在地
(2) 食鳥処理場の名称
(3) 法第3条の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
(4) 処理する食鳥の種類
(5) 許可の条件
第5条第3項中「当該構造設備変更許可書」を「次に掲げる事項」に、「掲示」を「表示」に改め、同項に次の各号を加える。
(1) 食鳥処理場の所在地
(2) 食鳥処理場の名称
(3) 法第6条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
(4) 変更許可事項
(5) 許可の条件
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

川崎市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年10月29日
川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第73号
川崎市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則
川崎市身体障害者福祉法施行細則(昭和47年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。
第5条中「身体障害者福祉法指定医(第4号様式)の標示をその見やすい場所に掲示」を「その旨をインターネットの利用その他適切な方法により公表」に改める。
様式目次中
「
4 身体障害者福祉法指定医 第5条
」
を
「
4 削除
」
に改める。

第4号様式を削る。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。
川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を